

広島県告示第二百三十一号

広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）別表第一の規定により、広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百八十四号（広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分		単 位	利用料金の範囲
アリーナ	マイク	一本につき一回当たり	一四〇円以内
	ワイヤレスマイク	一本につき一回当たり	一四〇円以内
	コンデンサーマイク	一本につき一回当たり	一四〇円以内
	補助ミキサー	一台につき一回当たり	二七〇円以内
	レコードプレーヤー	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	CDプレーヤー	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	カセットデッキ	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	D A T	一台につき一回当たり	二七〇円以内
	ステージスピーカー	一台につき一回当たり	六七〇円以内
	モニタースピーカー	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	演台	一式につき一回当たり	四一〇円以内
	司会者台	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	平台	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	金屏風 <small>びょう</small>	一双につき一回当たり	六七〇円以内
	指揮者用譜面台	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	指揮者台	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	音響反射板	一台につき一回当たり	六七〇円以内
	可動ステージ	一台につき一回当たり	二七〇円以内
	パネルスクリーン	一台につき一回当たり	一四〇円以内
	電光得点表示盤	一面につき一回当たり	二、二〇〇円以内
照明設備	一回当たり 一キロワットまでごとに	一四〇円以内	
冷暖房設備	一時間当たり	五、八〇〇円以内	
グランドピアノ	一時間当たり	七二〇円以内	
マイク	一本につき一回当たり	一四〇円以内	
ワイヤレスマイク	一本につき一回当たり	一四〇円以内	
カセットデッキ	一台につき一回当たり	一四〇円以内	
LDプレーヤー	一台につき一回当たり	一四〇円以内	
ビデオテープレコーダ	一台につき一回当たり	一四〇円以内	

視聴覚室

			研修室	会議室	楽屋	共通
1	カラーモニター	一台につき一回当たり				
	ビデオプロジェクター	一台につき一回当たり				
	一六ミリ映写機	一台につき一回当たり				
	スライド映写機	一台につき一回当たり				
	冷暖房設備	一時間当たり	四一〇円以内			
	冷暖房設備	一時間当たり	二七〇円以内			
	冷暖房設備	一時間当たり		一四〇円以内		
	冷暖房設備	一時間当たり		一四〇円以内		
	電気設備	一回当たり 一キロワットまでごとに			一四〇円以内	
	照明設備（アリーナに係るものを除く。）	一分につき			一〇円以内	

備考

- 一 この表のアリーナに係る照明設備の利用料金の範囲は、利用する照明設備の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 二 この表の電気設備の利用料金の範囲は、器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金の範囲をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の設備の取付け及び操作は、利用者において行うものとする。